

令和7年4月8日

令和7年度「ラーニングの日」の取得にあたっての留意点について

豊橋市立岩田小学校

1 令和7年度 「ラーニングの日」を取得することのできない日

- 卒業式 3月19日（予定） 6年生

※取得を避けていただきたい日

- 始業式、終業式、運動会、岩田っ子発表会、修学旅行（6年）、野外教育活動（5年）

2 届け出方法と届け出後の流れについて

(1) 届け出方法

保護者とお子様とで、ラーニングカードを参考にあらかじめ計画を立てたうえで、以下のいずれかの方法で申請をしてください。（ラーニングカードは、提出する必要はありません。）

- ① 右の二次元コードを読み取り「届出フォーム」に入力する（推奨）



- ② 岩田小ホームページ「ラーニング」から「届出フォーム」に入力する（推奨）

- ③ 連絡帳に記入して担任に届け出る

(2) 届け出後の流れ

- 「ラーニングの日」の申請を受理した際には『「ラーニングの日」の取得について』という通知文書をお渡ししますので、必ず内容をご確認ください。

3 給食について

- 5授業日前（平日で数えて5日前）までに届け出た場合は、給食を停止します。
- 「ラーニングの日」の変更により、給食が必要となる場合も5授業日前までに届け出してください。5授業日前を過ぎた場合は、取得を予定していた日に弁当を持たせてください。

土	日	平日 5日前	平日 4日前	平日 3日前	平日 2日前	平日 1日前	ラーニングの日
※給食を停止できるのは、平日5日前までです。また、平日5日前までであれば、給食の復活が可能です。それ以降の場合は弁当を持たせてください。							
平日 5日前	平日 4日前	平日 3日前	平日 2日前	平日 1日前	土	日	ラーニングの日

この件についての問い合わせ先

豊橋市立岩田小学校 教頭（山田）

電話 61-2607